

原議保存期間	5年(令和14年3月31日まで)
有効期間	一種(令和14年3月31日まで)

各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
庁内各局 部 課 長
各 附 属 機 関 の 長
各 地 方 機 関 の 長

警察庁丙生企発第57号
令和8年6月23日
警察庁生活安全局長

交番・駐在所の在り方に関する基本的な方向性・考え方について(通達)

治安課題及び社会構造が大きく変化する中で、将来を見据えた警察組織の構造改革を推進するため、「将来を見据えた警察組織の構造改革及び優秀な警察官の確保に向けた取組について(依命通達)」(令和8年4月2日付け警察庁乙官発第6号ほか)により指針が、「将来を見据えた警察組織の構造改革に係る着眼点について(通達)」(警察庁丙企画発第18号ほか)(以下「着眼点通達」という。)により着眼点が示されたところである。

これらを踏まえ、交番・駐在所についても将来にわたって持続可能なものとなるよう、別添のとおり、「交番・駐在所の在り方に関する基本的な方向性・考え方」を取りまとめた。

各都道府県警察においては、これを参考として交番・駐在所の最適化に向けた検討を推進されたい。

なお、各都道府県警察における交番・駐在所の最適化に係る取組状況については、別に示すところにより、警察庁へ報告することとされたい。

交番・駐在所の在り方に関する基本的な方向性・考え方

第1 交番・駐在所の在り方に関する基本的な方向性

交番・駐在所については、地域警察運営規則（昭和44年国家公安委員会規則第5号。以下「規則」という。）第15条に規定された設置の基準に照らしつつ、5年後、10年後の我が国の社会状況をも見据え、将来にわたって持続可能な交番・駐在所の配置となるよう、地域警察における業務及び業務管理の合理化・効率化並びに交番・駐在所の機能の強化を図る観点も考慮した上で、最適化を図る必要がある。

現状、我が国では、治安課題が著しく専門化・高度化・広域化・国際化する一方で、少子高齢化・人口減少、地方の過疎化と都市部への人口集中等の急速な進行により、社会構造が変化する中、警察事象への地域警察官による初動対応の最適化という観点から、今一度、都道府県警察ごとに交番・駐在所の配置や機能といった在り方を見直すことが重要である。

例えば、駐在所が所在する地域で都市化が進むなどし、夜間・休日を含む警戒態勢の強化等の必要性が増しているにもかかわらず、隣接の交番・駐在所との統廃合により交番に転換するといった対応策の検討が行われていなかったり、管内の人口や取扱件数が大幅に減少しているにもかかわらず、必要な見直しが行われていなかったりするなど、交番・駐在所の配置等が最適化されているとはいえない例も認められるところである。

いまだ交番・駐在所の配置等の最適化が十分ではないと考えられる都道府県警察にあっては、後述の「第2 交番・駐在所の在り方に関する基本的な考え方」及び「第3 その他」を踏まえながら見直しを行うこと。その際、具体的配置の見直し及びそのタイムスパンについては、交番・駐在所が地域に密着する形で治安維持に当たることとされていることにも配慮しつつ、地域の実情も踏まえて検討を行うこと。

また、今回の見直しにより再編計画の変更が必要と認められる場合には、計画の変更も含めて検討するなど、既存の警察署の再編計画や交番・駐在所の再編計画との関係にも留意すること。

さらに、現在、一部の都道府県警察において、着眼点通達において示した、「警察本部と警察署の役割分担及び警察署の運用の見直し」に係る試行的な取組が行われており、今後当該取組を踏まえたガイドラインが警察庁から示され、警察署の在り方を見直しが進められることが見込まれるところ、交番・駐在所の整備の在り方は、都道府県警察の内部の役割分担等の見直しや警察署の整備の在り方とも密接に関連することに留意しつつ、例えば交番・駐在所の建て替えのタイミングにおいて必ず当該交番・駐在所の必要性や都道府県内全体における配置の適否を見直すなど、情勢の変化に応じて適宜の見直しを行い、関係自治体や住民等に丁寧に説明し、その理解を得ながら、計画的に進めること。

第2 交番・駐在所の在り方に関する基本的な考え方

交番・駐在所については、規則第15条第1項において、昼夜の人口、世帯数、面積、行政区画及び事件又は事故の発生の状況等の治安情勢に応じ、警察署の管轄区域を分けて定める所管区ごとに置くものと規定されている。

また、同条第2項により、交番は原則として都市部の地域に、駐在所は原則として都市部以外の地域に設置するとされている。

これを踏まえた上で、将来にわたり持続可能な交番・駐在所の配置を検討するに当たっては、下記の事項を考慮する必要がある。

1 警察署からの所要時間（所管区における活動時間の観点）

交番は警察署の近傍に設置し、駐在制の駐在所は警察署から遠隔地に設置することを基本とすること。

これは、警察署等に出勤し、拳銃を着装するなどした上、警察署を出発し、勤務地で職務を開始するまでの所要時間を考慮した場合に、所管区での活動時間を十分に確保できると判断できるときには、駐在制を選択する必要性は低いと考えられるためである。

本事項については、都道府県警察の実情に応じ、定量的な目安を設定するなどして、今後の人口動態、交番・駐在所の耐用年数等を踏まえた検討を行うこと。

※ 全国の交番の約9割が警察署から15分以内の距離に設置されている一方、現状では駐在所の約5割も警察署から15分以内に設置されており、このような駐在所については、駐在制を選択する必要性や配置の適否につき、十分に検討する必要がある。

2 駐在所管内の人口・世帯数（住民への防犯指導・連絡体制の観点）

地域警察は、地域の実態を把握して、その実態に即し、かつ、住民の意見及び要望に応えた活動を行う必要があるところ、多くの駐在所は、単独勤務の警察官によって運用されていることから、駐在所の配置を検討するに当たっては、地域の実情に応じて、一人の警察官が対応可能な管内人口や世帯数という観点を考慮すること。

本事項については、都道府県警察の実情に応じ、定量的な目安を設定するなどすること。その際、今後の人口動態、自治体の支所や学校等の統廃合の動向、交番・駐在所の耐用年数等を踏まえるほか、住民への防犯指導・連絡体制を確保する観点から、所管区において人口や世帯数が過度に多くならないように配慮すること。

※ 現在の状況のみに着目するのではなく、今後の人口減少や急速な過疎化等将来の人口動態予測も考慮しつつ、持続可能な駐在所の配置に係る構想を検討する必要がある。

3 警察事象への即応（臨場時間の観点）

地域警察は、市民の日常生活の場において、常に警戒体制を保持し、全ての警察事象に即応する必要があるが、交番・駐在所の統廃合を行った場合には、統廃合が行われた地域において警察業務の執行に支障が出ないように、近隣を巡回するパトカー等による機動力で補うなど即応体制の維持に配慮すること。

また、警察署、交番、駐在所等の近隣の警察施設からの臨場時間も考慮すること。

なお、交替制交番は夜間における警察事象への対応を可能とするものであるから、交替制交番の設置については、管轄する地域における夜間の警察事象の発生件数や発生した際の臨場時間等を考慮の上、判断すること。

4 行政との連携（市町村との連携の観点）

交番・駐在所の地域警察官が行う防犯活動・警察活動において、市町村との連携は重要であることから、行政区と必要な連携が確保されるよう配慮すること。

5 地域の実情

上記1から4までの留意事項に加え、治安情勢等地域の実情にも十分に目配りした柔軟な検討を進めること。

※ 例えば、警察署から遠隔地であっても、昼夜を問わず、山岳遭難事案等に対応する必要がある場合や、人口・世帯数が少ないものの、観光地等であるために警察事象が多数発生することが想定される場合等には、交番を設置することもあり得る。また、警察署から近傍であっても、災害発生時には道路の寸断等により、所管区の集落が孤立することが想定される場合には、警察官が駐在する必要があるものとして、駐在所を設置することもあり得る。

第3 その他

治安課題が著しく専門化・高度化・広域化・国際化する一方で、少子高齢化・人口減少、地方の過疎化と都市部への人口集中等の急速な進行により、社会構造が変化する中、地域警察における業務及び業務管理の合理化・効率化を図るために、交番・駐在所の機能についても不断の見直しを進めること。

なお、第1で示した「警察本部と警察署の役割分担及び警察署の運用の見直し」の取組により、警察署の機能についても各都道府県警察において見直しを行う必要があるところ、警察署の機能の見直しと交番・駐在所の機能の見直しとが連動して行われるよう、関係部門間での連携等を徹底すること。

※ 例えば、関係所属と協議の上、拾得届等に係る行政手続は警察本部、警察署又は拠点交番で対応し、その他の交番・駐在所では対応しないこととするなど、交番・駐在所によって機能を限定する運用もあり得る。